令和7年度(令和6年中所得分) 市民税・県民税 申告の手引き

市民税・県民税は前年中の所得をもとに算出しますので、令和6年 | 月 | 日から令和6年 | 2月3 | 日ま での所得を申告してください

申告書の提出期限は3月17日(月)です。

従者は該当しません。)

郵送での提出にご協力ください。また、太田市HP上で申告書を作成、印刷して提出できます。

種 目	内容
③社会保険料 控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・雇用保険・国民年金・農業者年金・厚生年金など)をあなたが支払ったとき、その全額を控除。※公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額については本人以外は控除できません。 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金でこの控除を受ける場合は、支払額を証明する
	書類を添付又は提示してください。
⑭小規模企業 共済等掛金 控除	前年中にあなたが小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金(旧第2種共済契約を除きます。)、確定拠出年金法に規定する企業型・個人型年金加入者の掛金及び条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払ったとき、その全額を控除。 支払額を証明する書類を添付又は提示してください。
⑮生命保険料 控除	前年中にあなたや配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料・介護医療保険料、あなたや配偶者を受取人とする個人年金保険料をあなたが支払ったとき。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示してください。ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等で年間保険料が9千円以下のものは、その必要がありません。
⑯地震保険料 控除	前年中にあなたが地震保険料(一定の要件を満たした旧長期損害保険料を含みます。)を支払ったとき。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示してください。
⑰寡婦控除	前年中の合計所得金額が500万円以下の人で、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載が無い人のうち、①又は②に該当する人。 ①夫と死別・離婚した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の扶養親族(子を除く)を有する人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人。控除額 260,000円
®ひとり親 控除	次の①~④の全てに該当する人。 ①現在婚姻をしていない人又は配偶者と死別した後再婚していない人又は配偶者が生死不明な人。 ②生計を一にしている前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の子を有する人。 ③前年中の合計所得金額が500万円以下の人。 ④住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載が無い人。控除額 300,000円
⑲勤労学生 控除	学校(大学・高校等)の学生・生徒などで、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は維所得(これらを「給与所得等」といいます。)を有する人のうち、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人。控除額 260,000円学生証や在学証明書などを添付又は提示してください。
②障害者控除	障害者 前年12月31日現在(年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在)、あなたや同一生計配偶者及び扶養親族で精神や身体に障害のある人のうち、身体障害者手帳や戦傷病者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人、65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など。控除額 260,000円 ※特別障害者 上記の障害者に該当する人で、特に重度の障害のある人で身体障害者手帳に身体上の障害の程度が「級又は2級と記載されている人、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が「級と記載されている人、重度の知的障害者と判定された人、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない人など。控除額 300,000円 ※同居特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。控除額 530,000円 ※同一生計配偶者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
②配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、前年12月31日現在(年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在)あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の人。 (内縁関係にあたる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は該当しません。) ※控除額については裏面右の早見表を参照してください。 ※控除対象配偶者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。 ※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者を同一生計配偶者として申告する場合には、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」の□に√印を記入してください。
②配偶者特別 控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、前年12月31日現在(年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在)あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の人。 ※この控除を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください。なお、控除額については裏面右の早見表を参照してください。 (内縁関係にあたる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は該当しません。)

※控除対象配偶者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

令和 7 年度(令和 6 年分) 市民税·県民税申告書

太田市長 電話番号(自宅・勤務先・携帯) 台帳番号/ここは記り 浜町〇番×号 の住所 令和 年 月 日提出 6問合せ番号しないでく 太田市東本町△番□号 資料番号 現住所 **屋号・雅号** フリガナ 受 付 印 氏 名 金山一郎

3 所得から	- <u>個人番号 / 2 3</u> 差し引かれる金額に関する事項	4,5,6,7,8,9,0,7,2	(代理人氏名:)
	社会保険の種類	支 払 額	事営業等ア	6, 200, 000 P
	国民健康保険	278, 000 н	業農業イ	/, 055, /25
社会保険料 控除	後期高齢者医療保険	/59, 600	不動産ウ	900,000
	合 計	437,600	1 1	
(4) 小規模企業共 (4) 小規模企業共	小規模企業共済掛金、確定拠出年金掛金及び 心身障害扶養共済掛金の合計額	P P	収	/22,000
19 済等掛金控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	A ← 般	
15	/ 00,000 円 新個人年金保険料の計	50,000 円 旧個人年金保険料の計	科 与 事 青 色 か カ カ カ も 白 色	
生命保険料 控除	50.000 円		公的年金等 井	
TEN	介護医療保険料の計		類雑業務久	
16	<u>60,000</u> 円 地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	等 そ の 他 ケ	//.000
地震保険料 控除	60,000 円		数	
①~(9) 寡婦控除、	② 事婦控除③ 事婦控除	⑨ □ 勤労学生控除		
が いとり親控除、 勤労学生控除		ひとり親 (学校名) 控 除	ー 時シ	800,000
20	フリ ガナ	障害の 特 44 中	事営業等①	/, 430, 353
	1 名	程度 普 級 度	業農業②	22/,576
障害者	個人番号			700,000
控 除	フリガナ	障害の特級度	麻 配 当 3	/22,000
	2 氏 名	程度 普 极 及	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	722,000
	個人番号		得	
20~22 配偶者控除・	配偶者 金山花子	生年月日 明·大圖平 48 · 2 · 2	金 業 務 8	
配偶者特別控 除 · 同一生計	金山花子	配 偶 者 の 合計所得金額 450,000 円	額 そ の 1 9	//,000
配 偶 者	個人 2 3 4 5 6 7 8 9	0 / 2 3 □同一生計配偶者(控除対 象配偶者を除く。)	計(7+8+9) (0	//,000
23 71		・5・5 同居・ 図 同居 続 子	総合譲渡一時 ①	400,000
1 氏	金山 次即 7 0 7	区分 口 加 相	A (1 10 to	2, 884, 929
個ノフリ	番号 4 5 6 7 8 9 0 / 1	2 3 4 5 控除額 45 万円	社会保険料控除③ 小規模企業 強持金控験	437, 600
7/7	全儿 自子 月日 (P) 令 /8	・8・8 別居の 口 同居 続 子	4	70,000
扶 2 五	支山 尺丁 / -	区分 2 300 117	所 地震保険料控除 16	25, 000
	番号 5 6 7 8 9 0 / 2	3 4 5 6 控除額 33 万円	か 寡婦 ひとり親控除 ® ®	20,000
控 3 五		·/O·/O 別居	多 前 労 学 集 9~	
	至山 八四	4 5 6 7 控除額 45 万円	比图4117771118 2	330,000
フリガナ		7 0 7		/, 230, 000
4 名	生年 明·大·昭 月日 平·令	・ ・ 別居の 区分 □ 同居 続	か基礎控除図	430,000
	番号	控除額 万円	2 N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2, 522, 600
			新 医 春 費 控 除 ② 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	50,000
1 民名		・/0・/0 別居の 日間度 概 子	合計(25+26+27)28	2, 572, 600
1 -	番号 7 8 9 0 1 / 2 3 4 1	IZN	地方税法附則第4条の4の規定の適用を選	択する場合には、「医療費技
歳 フリ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		除」欄の「区分」の□に「1」と記入して 5 寄附金税額控除に関する事項	ください。
_ int E	生年 月日 平・令	・ ・ 別居の 区分 □ 同居 続	都道府県、市区町村分(特例控除対象)	P
	番号	IZJJ	(特例控除对象/) 群馬県共同集金会日本赤十字社群馬県支部分 (特例控除対象以外)	
象養別期がナ	生年一	同居・口 日日 44	退 · 市	
が族 3 氏名	月日 平・令	・ ・ 別居の 図分 □ 別居 柄	条例指定界	
	番号		市	
列居の扶養親族等	がいる場合には、裏面「14」に氏名、個人番	扶養控除額の合計 /23 万円	6 給与・公的年金等に係る所得以外 65歳未満の方は給与所得以外)の市	
号、住所及び国外 GG	居住者である場合は区分を記入してください。 相害の原因 相害年月日	, 20	□ 給与から差引(特別徴収) □] 自分で納付 (普通徴収)
##. LEI bde II ^	損害の原因 損害年月日 年 月	損害を受けた貧産の種類 日	「個人番号」欄には、個人番号(行政手続	における特定の個人を識別
雑損控除	損害金額 保険等補てん		「個人番号」欄には、個人番号(行政手続するための番号の利用等に関する法律第29をいう。)を記載してください。	R用5項に規定する個人番号
<u> </u>	円 支払った医療費等	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	確認欄	受
医療費控除	ス払った区景質等 300,000 円		ここは記入しないで	くだきい。

②扶養控除	 (平成21年1月1日以削生)の人。 ※扶養親族とは、前年12月31日現在(年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在)あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人。 ※扶養親族に該当する16歳未満(平成21年1月2日以後生)の人については控除対象外の扶養親族となりますので、申告書の「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に記入してください。 ※控除額については裏面中央下部の表を参照してください。 ※接親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。 ※国外居住者の扶養控除については裏面中央下部の表を参照してください。 	
@基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額の段階に応じて控除します。 ※ <mark>控除額については裏面中央下部の表を参照してください。</mark>	
⑩雑損控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の配偶者その他の親族が災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。次の①又は②のいずれか多い方の金額を控除。 ①(損失の金額-保険金等により補てんされた金額)-(総所得金額等の合計額×10%) ②(災害関連支出の金額)-5万円	
②医療費控除	①又は②のいずれかを選択 ①前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った とき。この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受け	

②健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う人が、あなた又はあなたと

生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払ったと き。この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書を添付してくだ

た医療費通知を添付してください。

| 扶養朝族に該当する16巻以上(平成21年1月1日以前生)の人

◎所得関係

種

目

(1) W W ++

総所得金額を計算するために、あなたの該当する種目の収入と所得金額を申告書の 「 | 収入金額等」及び「2所得金額」の欄に記入してください。

容

前年中に所得がなかった場合は、申告書裏面17の「前年中に収入がなかった人」 の記入欄へ詳しく記入してください。

内

	事	①営業等		造業、サービス業(クリーニング 営者・集金人など)等で農業以外		
	,	②農 業	農産物の生産、家畜の	D飼育などによる所得です。		
	業	てくださ	۲۱٬۰	より求めた収入金額をイの欄へ、 の「事業所得」欄も記入してく7		
	③不重			・礼金及び更新料などによる所得		
\setminus			「不動産所得」欄も記	記入してください。		
	④利	子 	運用投資信託の収益の	刊子並びに合同運用信託、公社債 の分配に係る所得です。(源泉久	分離課税分は除きます。)	
/	⑤配	当	等運用投資信託以外の 所得です。なお、上地	から受ける配当や投資信託(公社 のもの)及び特定受益証券発行信 易株式等の配当等に係る配当所得 を選択することができます。また 己入してください。	話の収益の分配などに係る については、総合課税のほ	
	⑥給 (専従	与 者給与含む	;) ※所得は「簡易給与戸 	裁費、賞与及びこれらの性質を有 所得表」より算出しますので、詳	しくは市民税課までお問合	
			※給与所得と公的年金 用さの日本語のの 万円を超えるのの 方円を超える場合には 金額から控除しまっ	金等に係る雑所得の両方がある方 所得控除後の給与等の金額及び公 円を超える場合には、給与所得には10万円)及び公的年金等に 10万円)の合計額から10万円を す。 裏面7の「給与(日給)等所得者	的年金等に係る雑所得の金 控除後の給与等の金額(10 系る雑所得の金額(10万円 控除した残額を給与所得の	
	780	強	※下の計算表を参照 円を超える場合に せください。	⑦公的年金等(厚生年金、国民年金、恩給など)による所得です。 ※下の計算表を参照してください。なお、年金以外の合計所得金額が1000万円を超える場合には計算式が異なりますので、詳しくは市民税課までお問合せください。		
				上年金・国民年金・恩給など)		
			受給者の年齢	公的年金収入金額の合計額 A		
			65歳以上の人	330万円未満	A - 110万円	
			(昭和35年	330万円以上410万円未満410万円以上770万円未満	A×75%-27万5千円 A×85%-68万5千円	
				770万円以上1,000万円未満	A×95%-06万5千円 A×95%-145万5千円	
			月 日以前生)	1,000万円以上	A - 195万5千円	
				130万円未満	A - 60万円	
			65歳未満の人	130万円以上410万円未満	A×75%-27万5千円	
			(昭和35年	410万円以上770万円未満	A×85%-68万5千円	
				770万円以上1,000万円未満	A×95%-145万5千円	
			I 月 2 日以降生)	1,000万円以上	A-195万5千円	
⑧業務(原稿料又は講演料などの副収入)による所得、⑨その他金(個人年金保険)、互助年金など)の所得です。申告書裏面13的年金等以外に関する事項)」欄も記入してください。				告書裏面13の「雑所得(公		
	①総合譲渡 一 時				全金、競馬などの払戻金、	
			てください。			
	分	分離譲渡 土地、建物等の譲渡による所得です。				

分	分離譲渡	土地、建物等の譲渡による所得です。 (所有期間により短期・長期に区分されます。) 株式等の譲渡所得・・・株式等の譲渡による所得です。
"	先物取引	先物取引で、一定のものを決済した場合の所得です。
離	上場株式等の配当	申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当による所得です。
課	山 林	山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得です。
税	退 職	退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を 有する給与に係る所得です。(退職時に現年分離課税されたものは除きます。)
	由 # 4× //	************************************

| 申告が必要な分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあ | わせて提出してください。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

5 寄附金に関する事項

- 前年中に次の寄附をされた方で、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超 える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合に記入してください。
- ①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
- ②群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金 ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、群馬県又は太田市が条例により指定したもの ④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、群馬県又は太田市が条例により指定したもの 寄附金受領証明書を添付又は提示し
- 6 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和7年4月|日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

給与所得者及び公的年金等受給者が給与及び公的年金等以外の所得に対する市民税・県民税を、 給与から差し引くことを希望する場合には「給与から差引(特別徴収)」の□に√印を、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合には「自分で納付(普通徴収)」の□に√印を記入し てください。

7 給与(日給)等所得者の収入状況

日給など給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は、給与明細や振込明細(預貯金 通帳等)などで確認できる金額を記入してください。

- ・勤務先、法人番号又は勤務先の所在地、電話番号(前年中の勤務先が複数あった場 合は、一番収入の多い勤務先)を記入してください。
- ・日給で支払いを受けている人はその月の「日給・日数・月収」、月給で支払いを受け ている人はその月の「月収」を記入のうえ、合計額を合計欄に記入してください。 (賞与等があれば記入のうえ合計に加えてください。)
- ・社会保険料等金額や源泉徴収税額があった場合は記入してください。

10 事業専従者に関する事項

あなた(青色申告者を除きます。)と生計を一にする親族(15歳未満の人や配偶者 控除・扶養控除を受ける人を除きます。)が、I年のうち6ヶ月を超える期間、あな たの事業に専ら従事している場合、I人につき次の①②のうちいずれか少ない方の金 額を控除。

①事業所得の金額(専従者控除前)÷(事業専従者の数+1)

②配偶者86万円、その他親族50万円

※事業専従者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

|| 事業税に関する事項

事業を営んでいる人で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

- ・短期…譲渡した資産の所有期間が5年以下のもの。
- ・長期…譲渡した資産の所有期間が5年を超えるもの。
- ・一時…生命保険契約の一時金や満期返戻金、競馬などの払戻金、懸賞の当選金品 など。
- それぞれ該当する項目に収入金額等を記入してください。

※特別控除額は、総合譲渡所得(短期・長期)、一時所得それぞれ最高50万円です。 (差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額になります。)

|13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

- ・種目…原稿料、放送出演料、印税、講師謝礼などの別を記入してください。
- ・支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等…支払者の名前又は会社名な どを記入してください。
- ・収入金額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。
- ・必要経費…この収入に係る経費の金額を記入してください。

14 別居の扶養親族等に関する事項

控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含みます。)のうち、別居して いる人の氏名・続柄・生年月日・住所を記入してください。

※扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

15 配当所得に関する事項

- 種 目…剰余金の配当、利益の配当などの別を記入してください。
- ・支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等…支払者の会社名など。
- ・支 払 確 定 年 月…株主総会など正当な権限を有する機関の決議があった年月。
- ・収 入 金 額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。
- ・必要 経 費…株式等を取得するために要した借入金の利子。

(その年中に有していた期間に対応する部分に限ります。)

16 所得金額調整控除

前年中の給与収入金額が850万円を超える人で、所得金額調整控除の適用を受けよう とする方は記入してください。

17 前年中に収入がなかった人

前年中収入がなかった人は、該当する項目に記入又は該当する事項を○で囲み、でき るだけ詳しく記入してください。

申告がない場合、市民税・県民税及び国民健康保険税が正しく計算されない

ばかりか、市営・県営住宅の入居、児童手当、就学援助費、保育園・幼稚園

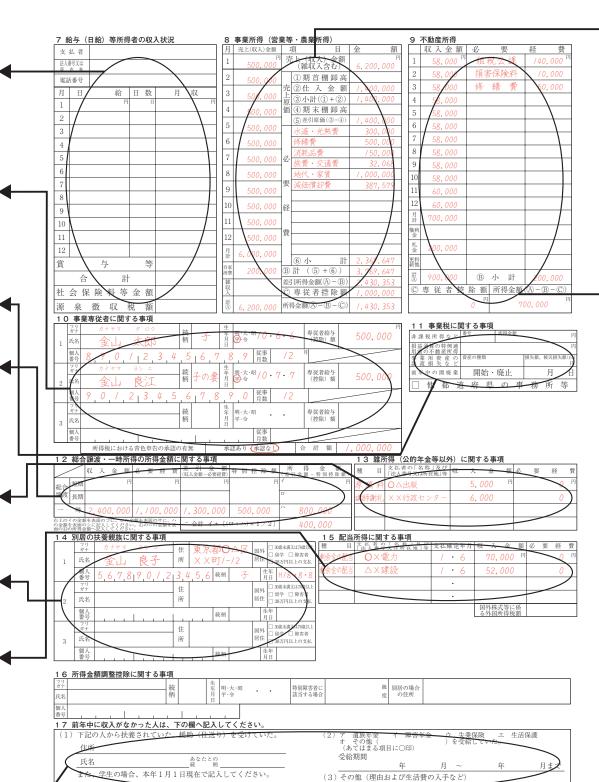
の入園等に必要な所得・課税証明等が発行されないことがあります。

お問合せ先

太田市役所 市民税課 市民税一係・二係 電話 0276(47)1932・1818







◎ 扶養控除額一覧表

控除の種類 控除額 特定扶着 45 19歳以上~23歳未満 平14. 1. 2 ~ 平18. 1. 1 (2002. 1. 2 ~ 2006. 1. 昭30. 1. 2 ~ 平14. 1. 1 (1955. 1. 2 ~ 2002. 1 一般扶養 33 6親等以内の血族、3親等以内の姻族 平18. 1 2 ~ 平21. 1. 1 (2006. 1. 2 ~ 2009. 1 老人扶着 38 昭30. 1. 1 (納税者又はその配偶者の直系の尊属で、納税者又はその配偶者と常に同居 16歳未満の扶養親族 Ω 16歳未満 ※控除対象扶養親族ではない

◎ 基礎控除額一覧表

O 11 W 11 W 10 W		
合計所得金額	基礎控除額	
2,400万円以下	43万円	16
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	30
2,500万円超	0円	
		-

(単位:万円)

	国外居住の税族の扶後控除を中古りる除は以下の確認者規の徒古が必要です。					
		国外居住の親族である扶養親族の年齢等の区分		提出書類		
_	16歳以上30歳未満または70歳以上		親族関係書類、送金関係書類			
ı			①留学により国内に住所及び居所を	親族関係書類及び留学ビザ等書	類、	
7			有しなくなった人	送金関係書類		
-			②障害者	親族関係書類、送金関係書類		
		30歳以上70歳未満	③所得者から前年において生活費又			
			は教育費に充てるための支払を38万	親族関係書類、38万円以上の送金	金関係書類	
ш			円以上受けている人			
			上記①~③以外の者は扶養控除の対	象外		
	※担山書籍49月日哲で行われている担合は知知さの担山49月前です					

申告書の提出期限は 3月 17日(月)です。

8 事業所得 (営業等・農業所得)

事業をしている方は、表面右上の「職業・業種」「屋号・雅号」を記入してく

・売上(収入)金額

前年中の売上高、自家消費(自らの家で使用した品物、親戚や近所に無償で提 供した品物など)及びその他の収入(取引関係からいただいた金品、空箱の売却 収入など)の金額を収入金額の欄に記入して、その合計額を「A計」の欄に記入 してください。この金額を表面の(営業等の場合)ア、(農業の場合)イにも記 入してください。また、その収入金額がわかる書類(月別売上高のわかるもの)

・売上原価・必要経費

売上原価があればその金額、必要経費があればその経費科目と金額を記入し、 その合計額を「B計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書

専従者控除

あなた(事業主)と生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与で、一定の 要件にあてはまる場合をいいます。「IO 事業専従者に関する事項」を参照してく ださい。該当があれば、その合計額を「©専従者控除額」の欄に記入してください。 ※事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養親族の対象 とすることができません。

※所得金額については同じ金額を表面の(営業等の場合)①、(農業の場合) ②にも記入してください

9 不動産所得 (家賃・地代等)

・収入金額

前年中の家賃、地代、権利金・礼金及び更新料などを収入金額の欄に記入し て、その合計額を「A計」の欄及び表面のウに記入してください。

· 必要経費

租税公課などについて、その経費科目と金額を記入し、その合計額を「圏小 計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書

専従者控除 上記、「8 事業所得(営業等・農業所得)」の専従者控除の記載と同じです。 ※所得金額については同じ金額を表面の③にも記入してください

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除早見表

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
控配 除偶 額者	配偶者の合計所得金額48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額 48万円超 IOO万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	10万円超 15万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	I 万円

^{※133}万円超え 控除適用なし

◎ 生命保険料控除額計算表

保険料区分	支払った保険料B	生命保険料控除額
①女却45页相入	0円~12,000円	支払った保険料の全額
①新契約の場合 ※平成24年 月 日以後に締結した	12,001円~32,000円	B×I/2+6,000円
ペキ成24年1月1日以後に締結した 保険契約など	32,001円~56,000円	B×I/4+I4,000円
体は大大小りなど	56,001円~	28,000円(限度額)
②四初4504日入	0円~15,000円	支払った保険料の全額
②旧契約の場合 ※平成23年12月31日以前に締結した	15,001円~40,000円	B×I/2+7,500円
保険契約など	40,001円~70,000円	B×I/4+I7,500円
WIXXWI'S C	70,001円~	35,000円(限度額)

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控 除額の合計額(限度額70,000円)。一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約 の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合 計額(限度額28,000円)

※ただし、この合計額よりも旧契約分のみの控除額が大きかった場合は、旧契約分の計算で算出された 控除額となります。

◎ 地震保険料控除額計算表

|日以後のものは除く)

契約別区分	支払った保険料C	地震保険料控除額
①地震保険料の場合	0円~50,000円	C × 1/2
	50,001円~	25,000円(限度額)
②旧長期損害保険料の場合	0円~ 5,000円	支払った保険料の全額
	5,001円~15,000円	C×I/2+2,500円
	15,001円~	10,000円(限度額)
③上記①と②の両方がある場合	場合 ①で計算した金額(地震)+②で計算した金額(II =地震保険料控除額(最高限度額25,000円)	

※一つの保険契約が、上記の表の①、②の契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約の区分に該当するものとして控除額を計算します。

- ※旧長期損害保険料とは、以下の要件を全て満たすものをいいます。 (1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの